

配付番号：_____

管 理 区 分
管 理 文 書

文書番号	EMS-A-04
制定日	2025.04.01
改訂日	
改訂番号	1

環境管理運用規定（抜粋）

J I S Q 1 4 0 0 1 : 2 0 1 5 適用
(I S O / I E C 1 4 0 0 1 : 2 0 1 5)

承 認	作 成

株式会社 サンプル

環境管理運用規定	制定日 2025.04.01	文書番号 EMS-A-03
	改訂日	改訂番号 1

目 次

I. 環境側面の抽出、環境影響評価及び環境側面登録	P3
II. 法的及びその他の要求事項登録とその順守評価	P6
III. 省エネルギー	P7
IV. マニフェスト管理	P8
V. 浄化槽管理	P9
VI. 緊急事態への準備及び対応	P10

改訂歴表

環境管理運用規定	制定日 2025.04.01	文書番号 EMS-A-03
	改訂日	改訂番号 1

I 環境側面の抽出、環境影響評価及び環境側面登録

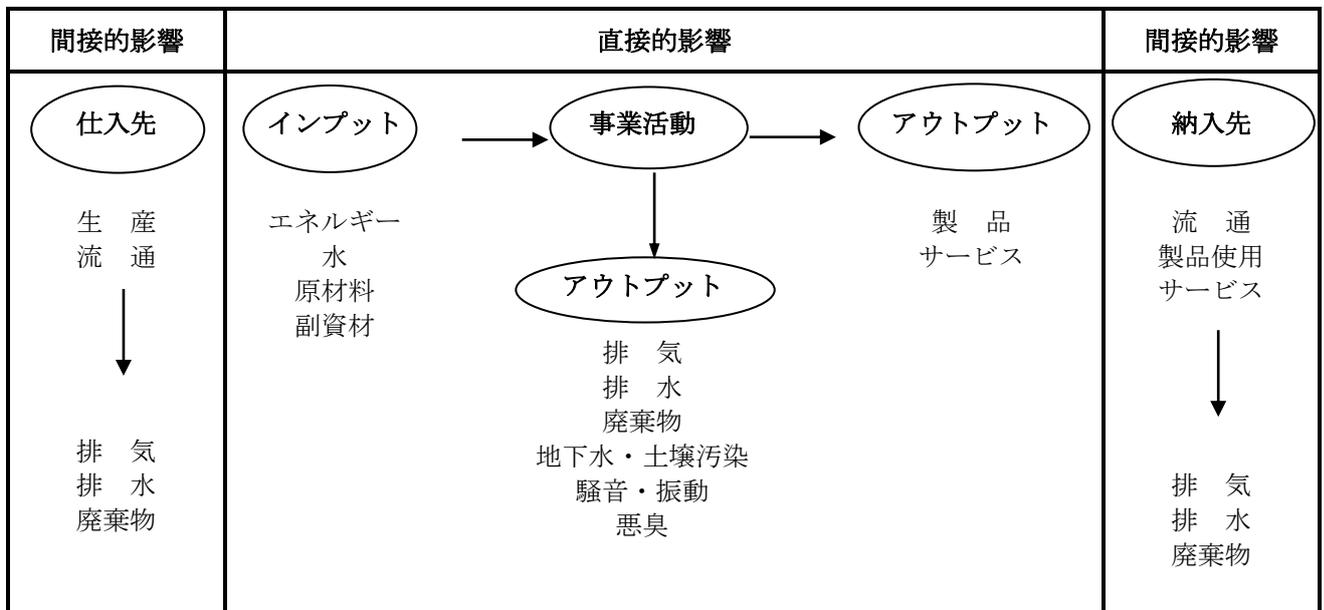
1 抽出の範囲

当社の活動、製品又はサービスに関して、当社が直接管理できるか、又は影響力を行使できるものを明らかにするため、ライフサイクルの視点を考慮して、環境側面を過去及び現状を考慮して抽出する。

直接的影響：インプットからアウトプットまでの全活動において当事業所が直接管理できる内容

間接的影響：インプット以前とアウトプット以後において当事業所が直接管理できないが、間接的に影響力を行使できる内容

[抽出範囲の概念図]



環境管理運用規定	制定日 2025.04.01	文書番号 EMS-A-03
	改訂日	改訂番号 1

2 環境側面の抽出

2.1 直接的影響

(1) 各部門における環境側面の抽出

各部門については、各部門が、[抽出範囲の概念図]を参考にして、「著しい環境側面特定表」に環境側面を抽出する。

(2) 共通部門における環境側面の抽出

共通部分については、ISO 推進委員会で協議して、同様に、「著しい環境側面特定表」に環境側面を抽出する。

2.2 間接的影響

ISO 事務局は、該部門の協力を得て、仕入先及び委託業者等の当社への環境側面の抽出を行い、ISO 推進委員会で協議して、「著しい環境側面特定表」に環境側面を抽出する。

3 環境影響の評価

3.1 直接的影響

(1) 各部門における環境側面の抽出

各部門については、各部門が、環境側面で抽出したインプット、アウトプット毎に、環境影響を「著しい環境側面特定表」の評価基準に基づき評価し、その評価結果は「著しい環境側面抽出表」に記載する。

(2) 共通部門における環境側面の抽出

共通部分については、ISO 推進委員会で協議して、同様に、「著しい環境側面特定表」に評価結果を記載する。

3.2 間接的影響

ISO 推進委員会で協議して、「著しい環境側面特定表」に環境影響を評価する。

4 著しい環境側面の決定と登録

著しい環境側面の決定と登録は、ISO 推進委員会で協議して、決定し、「著しい環境側面特定表」にその登録を明記する。

5 著しい環境側面の周知

環境管理責任者の指示を受け ISO 事務局は、登録された著しい環境側面の内容「著しい環境側面特定表」について、社内へ周知する。

環境管理運用規定	制定日 2025.04.01	文書番号 EMS-A-03
	改訂日	改訂番号 1

6 著しい環境側面の取組み計画への反映

登録された「著しい環境側面特定表」の取組み計画については、ISO 推進委員会において協議し、決定し、社内へ周知する。

7 著しい環境側面の見直し

毎年4月及び製品及びサービスの変更時には、ISO 推進委員会において協議して、「著しい環境側面特定表」の見直しを行う。

環境管理運用規定	制定日 2025.04.01	文書番号 EMS-A-03
	改訂日	改訂番号 1

II 法的及びその他の要求事項登録とその順守評価

1 法的及びその他の要求事項情報の入手

ISO 事務局は、インターネットを活用して、環境関連の法令及び条例を入手し、必要に応じて、外部専門家のアドバイスを得る。これらの入手情報は、毎年、4月に更新された情報はないかどうか確認する。

2 法的及びその他の要求事項の調査

ISO 事務局は、入手した情報を基に、法的及びその他の要求事項の調査を行い、「法的要求事項登録表」に、登録を行う法的及びその他の要求事項を記載する。

3 法的及びその他の要求事項の順守評価

ISO 事務局は、関係部門の協力及び報告を受けて、「法的要求事項登録表」を基に、順守評価を行う。その結果は「法的要求事項登録表」に記載し、ISO 推進委員会で報告を行い、環境管理責任者の承認を得る。

4 法的及びその他の要求事項の周知

環境管理責任者の指示を受け ISO 事務局は、登録された法的及びその他の要求事項の内容について、社内及び関係者に周知する。

5 法的及びその他の要求事項の取組み計画への反映

登録された「法的要求事項登録表」の取組み計画については、ISO 推進委員会において協議し、決定し、社内へ周知する。

6 法的及びその他の要求事項の順守評価の見直し

毎年4月及び製品及びサービスの変更時には、ISO 事務局は、「法的要求事項登録表」の見直しを行い、関係者に周知する。

環境管理運用規定	制定日 2025.04.01	文書番号 EMS-A-03
	改訂日	改訂番号 1

VI 緊急事態への準備及び対応

1 緊急事態の定義

ここで述べる緊急事態とは、地震、火事、事故などによって著しい環境影響を与える事態を述べる。

2 社内の人が発見した時

通常勤務時で社内の人が発見した場合は、次の事項に基づいて実施する。

- (1) 周りの人に知らせる。
- (2) 身の周りの安全を確保する。
- (3) 初期処置を実施する（初期段階の予防）。

3 外部からの通報があった場合（第一発見者が社外の人）

社外の方から緊急事態の通報があった場合は、次の通り実施する。

- (1) 休業日の場合、通報を受けた者が、社長及び環境管理責任者に連絡する。
- (2) 営業時間内ならば、管理部門から全員に周知し、可能な限り防止に努める。

4 通報

発見者は、消防署（119）・警察（110）に連絡を入れ、社長および環境管理責任者に報告する。

5 避難誘導

各部門の責任者は、部門員を安全な場所に誘導し、全員の安否を確認する。確認後、社長及び環境管理責任者に報告する。

6 報告書の作成と報告

環境管理責任者は、「緊急事態報告書」を作成し、社長に報告する。

7 設備・その他の対応（緊急事態の予防・緩和措置）

次の事項を実施する。

- (1) 機械に使用するオイル等は決められた場所で保管する。
- (2) 酸素ボンベ等を使用する場合は、火気等に十分注意し、作業を行う。
- (3) 変圧器などは、油漏れを考慮し、シート上に保管する。

環境管理運用規定	制定日 2025. 04. 01	文書番号 EMS-A-03
	改訂日	改訂番号 1

この「環境管理運用規定」のサンプルを有料にて、
ワードファイルで提供中です。

有料版には、目次のすべてが含まれています。

提供価格：11,000円（税込）

購入方法：

1. 下記のホームページのお問い合わせにて、Eメールで購入のご連絡をお願い致します。
→ <https://www.iso-mi.com/>
ご要望欄に、「環境管理運用規定購入希望」ご記入ください。
2. 当事務所にメールが届き、確認次第、請求書と共に入金口座をお知らせ致します。なお、振り込み手数料については、ご負担頂けますようお願い致します。
3. ご入金を確認でき次第、Eメールにて納品致します。領収書が必要な場合は、お申し出ください。※また、納品したファイルが開けない、破損している場合は、その旨をご連絡下さい。交換致します。その他ご質問等は下記のメールアドレスにてお願い致します。

注意事項：

1. 本商品（環境管理運用規定）を転売する等の商用利用※を禁止致します。
※商用利用とは、顧客等へのコンサルツールの利用も含みます。
2. 本商品（環境管理運用規定）にあるサンプル文例は、
あくまでもサンプルですので、実際の文面は、必ず自社にあったものをお書きください。
3. 個人（顧問を含む）やコンサルタント事業者様、士業様には、
ご購入は、ご遠慮頂いております。

以 上